

# 消費者だより

2022年4月1日から

## 18歳は成人です

2022年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に変わります。

今までは「未成年」だった18歳19歳も、4月以降は「大人」として、一人暮らしのためのアパートを借りる・携帯電話を購入する等の契約を結ぶことができます。

しかし、自由に自分の意思で契約が出来ると、安易に考えるのは**要注意**。契約とは、「**双方が合意したときに成立する約束**」のことです。たとえ口約束でも契約が成立すれば、双方に権利と義務が発生します。どちらか一方の都合だけで契約をやめたり、内容を変えることはできません。

契約内容をしっかり確認して、自分の収入に見合った買い物を心がけましょう。



正しい知識を身につけて、賢い消費者を目指しましょう！

### ① うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう

「簡単に儲かる」「お手軽にキレイ」などSNSの広告や友人知人の誘いがきっかけのトラブル。「お金がない」と断ろうとすると消費者金融や学生ローンで借金をさせられるケースも。必要が無ければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

### ② 消費者の味方になるルールを身につけましょう

特定商取引法のクーリング・オフや、不当な契約は無効とする消費者契約法など、消費者を保護するルールをいざというときには活用しましょう。

### ③ トラブルかも…と思ったらすぐ相談！

魅力的な話につい乗ってしまった、親しい人からの誘いだから断り切れなかったなど、気をつけていてもトラブルに遭遇することがあります。そんなときはひとりで悩まず、ご相談ください。



# 2022年も要注意！<sup>さ</sup><sup>ぎ</sup> うそ電話詐欺警戒警報 発令！

今年も、うそ電話詐欺の被害が県内で多発しています。「自分は絶対だまされない」と思っているにもかかわらず、言葉巧みに不安を煽られ、だまされてしまうこともあります。どのような被害が発生しているのか、いくつか紹介しますので、みんなで声を掛けあい被害防止に努めましょう。

## 【被害事例1】

役場の職員を名乗る人から電話があり、還付金の手続きを案内された。電話の指示にしたがってATMで還付金を受け取る手続きをしていたはずが、指示は全部うそで、本当は相手に振り込む操作だった。

## 【被害事例2】

スマホに料金未納のメッセージが届いた。コンビニで電子マネーカードを買えば、すぐに支払いが出来ると書いてあったので指示に従い、相手に電子マネーカードの番号を教えたが、すべてうそでメッセージも偽物だった。

そのほかにも、次のような手口でお金をだまし取られる被害が多く発生しています。

- 警察や銀行を名乗って現金やキャッシュカードを受け取りに来たり、暗証番号を聞いたりする。
- パソコンにウイルスが感染したように見せかけて解除のためのお金を請求する。
- 宅配便などで現金を郵送するよう指示する。



## 食用廃油の回収

### ■ 場所

西田布施公民館・城南公民館  
麻里府公民館・東田布施公民館・麻郷公民館

### ■ 回収日

令和4年3月1日（火）

### ■ 方法（お願い）

- 回収日2日前から当日午前9時までに持参し、空き容器はお持ち帰りください。
- 食用廃油以外は入れないでください。
- ドラム缶によってフタの開け方が異なるのでご注意ください。
- 公民館周辺の工事に伴い、中央公民館での廃油回収を中止しています。他の公民館のドラム缶をご利用ください。

## 相談窓口

### ■ 山口県消費生活センター

☎083-924-0999

### ■ 柳井地区広域消費生活センター

☎0820-22-2125

### ■ 田布施町役場 経済課 地域振興係

☎0820-52-5805

一人で抱え込まず、誰かに相談することによって人が知り、被害を食い止めることができます。何かあれば上記の窓口にご連絡ください。解決の手助けをします。